

## 役員等の報酬等に関する規程

### (目的)

- 第 1 条 この規程は、社会福祉法人仁愛会定款第 8 条及び第 21 条に基づき、役員等の報酬等について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

- 第 2 条 この規程でいう役員とは理事及び監事、及び法人より委嘱され第 3 条に定めのある重要な会議等を構成するものをいう。

### (会議等の出席)

- 第 3 条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表 1 により報酬を支給することができる。
- 2 苦情解決委員会の第三者委員に委嘱されている委員が、苦情解決委員会に出席したときは、別表 1 により報酬を支給することができる。
  - 3 入所検討委員会の第三者委員に委嘱されている委員が、入所検討委員会に出席したときは、別表 1 により報酬を支給することができる。
  - 4 運営推進会議の委員に委嘱されている委員が、運営推進会議に出席したときは、別表 1 により報酬を支給することができる。
  - 5 評議員選任・解任委員に委嘱されている委員が、評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表 1 により報酬を支給することができる。
  - 6 評議員に委嘱されている委員が、評議員会に出席したときは、別表 1 により報酬を支給することができる。

### (役員等の報酬等)

- 第 4 条 理事及び監事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表 2 により報酬を支給することができる。
- 2 苦情解決第三者委員が苦情解決委員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表 2 により報酬を支給することができる。
  - 3 入所検討第三者委員が入所検討委員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表 2 により報酬を支給することができる。
  - 4 運営推進会議委員が運営推進会議出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表 2 により報酬を支給することができる。
  - 5 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表 2 により報酬を支給することができる。
  - 6 評議員が、評議員会以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表 2 により報酬を支給することができる。
  - 7 理事長については、その勤務実態に即し別表 2 により報酬を支給することができる。

### (旅費及び交通費の支給)

- 第 5 条 役員等が、前第 3 条及び第 4 条における業務を遂行する場合の旅費及び交通費については、「社会福祉法人仁愛会旅費規程」第 6 条から第 10 条までを準用するものとする。

### (功労金の支給)

- 第 6 条 役員がその職を辞任した場合、理事会において、役員に就いていた期間及び功績等を考慮し、功労金を支給することができる。

### (適用除外)

- 第 7 条 施設の常勤職員を兼ねる役員は、この規程を適用しない。

附 則

- 1 この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
- 2 平成19年12月13日一部改正 平成20年 1月 1日より施行
- 3 平成21年12月16日一部改正 平成22年 1月 1日より施行
- 4 平成23年 5月26日一部改正 平成23年 6月 1日より施行
- 5 平成25年12月12日一部改正 平成26年 1月 1日より施行
- 6 平成26年12月16日一部改正 平成26年12月16日より施行
- 7 平成29年 3月15日一部改正 平成29年 4月 1日より施行

別表1（第3条関係）

名 称	金 額
理 事 会 出 席 報 酬	10,000円
苦情解決委員会出席報酬	10,000円
入所検討委員会出席報酬	10,000円
運営推進会議出席報酬	2,000円
評議員選任・解任委員会出席報酬	10,000円
評 議 員 会 出 席 報 酬	10,000円

別表2（第4条関係）

名 称	金 額
役 員 業 務 報 酬	20,000円
苦情解決第三者委員業務報酬	20,000円
入所検討第三者委員業務報酬	20,000円
運営推進会議委員業務報酬	20,000円
入札等立会業務報酬	20,000円
評議員選任・解任委員業務報酬	20,000円
評 議 員 業 務 報 酬	20,000円
理 事 長 報 酬 （ 月 額 ）	500,000円